

広 報

はくば

Vol.367

4
2007

平成19年4月16日 ●発行・白馬村役場 ●編集・広報編集委員会



平成19年度より北部保育園と中部保育園が統合され、「しろうま保育園」が開園しました。
4月9日(月)に入園式が行われ、ぴかぴかの園舎に子ども達の元気な声が響き渡りました。

主 な 内 容

広報はくば

平成19年度白馬村の予算…………… 2
機構改革のお知らせ…………… 5
国民健康保険 税率改定のお知らせ…… 7
児童手当制度が拡充されました…………… 8

裁判員制度が始まります…………… 9
白馬Alps花三昧'07イベント情報……………10
保健ガイド・子育て支援ルーム……………14
図書館だより……………15

白馬の里にひと集い くらし健やか むらごと自然公園

人口：4月1日現在9,291人（前月比－17人）男4,622人、女4,669人、3,535世帯

平成19年度白馬村の予算

財政報告シリーズでお知らせしてきたとおり大変厳しい財政状況が続く中、平成19年度予算を編成し、議会に上程、可決されました。概要をお知らせします。

予算重点施策

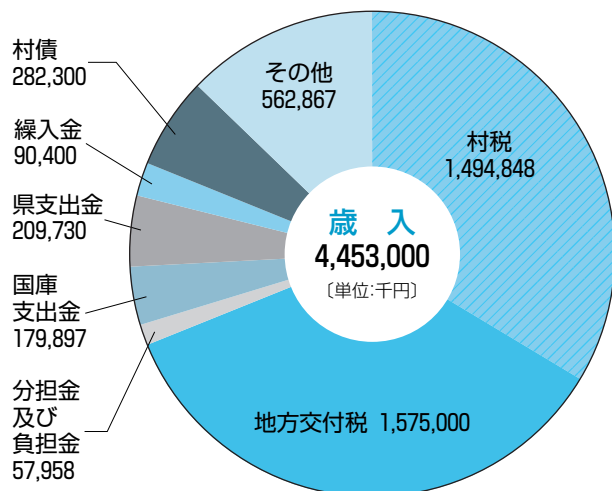
○健全財政プロジェクト（財政健全化への確実な歩み）

- ・基金依存からの脱却・財政調整基金・減債基金取崩しの縮減
- ・ハード事業の縮小
- ・「創るから護るへの転換」

○子育ていきいきプロジェクト（元氣な子供の創出）

- ・子育て支援充実策として、多様な保育ニーズに対応するとともに、子どもの安全安心な成長を確保する施策を展開
- ・保育園保育料金の減額改定など

44億5,300万円



歳入 千円未満四捨五入

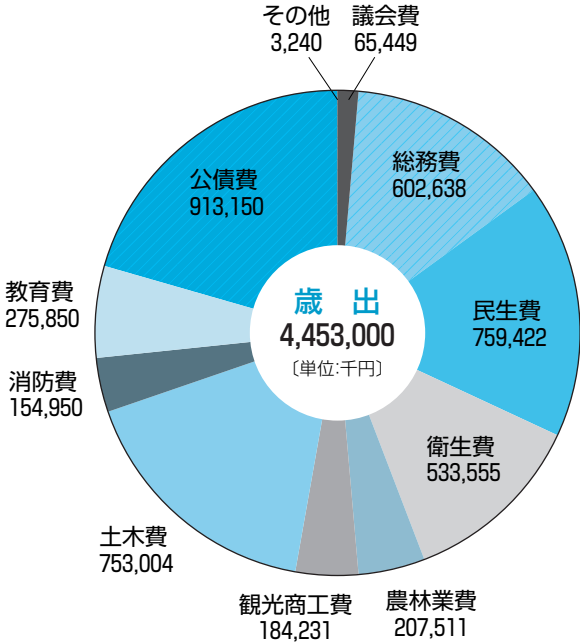
歳入項目	予算額	対前年比	増減の要因・主な内容
村 税	14億9,485万円	0.8%	税源移譲により個人住民税が7600万円ほど増加し、固定資産税は約5600万円減っています。（現年課税分） ・固定資産税 1,085,864千円、住民税 361,251千円、村たばこ税 74,963千円など
地方譲与税	8,800万円	▲43.2%	所得譲与税が個人住民税（村税）に振替えられて廃止になったため大幅減です。 ・自動車重量譲与税 65,000千円、地方道路譲与税 23,000千円
地方交付税	15億7,500万円	▲ 0.3%	当初予算比較では微減にとどまっていますが、19年度は新型交付税が導入され、その影響が目立ちます。 ・普通交付税 1,390,000千円、特別交付税 185,000千円
国庫支出金	1億7,990万円	28.0%	道路整備の補助金（地方道路整備臨時交付金）が増（+71,500千円）になっています。 ・地方道路整備臨時交付金 104,500千円、児童手当負担金 32,486千円など
県支出金	2億973万円	11.6%	個人住民税が増えるため県民税徴収委託金が増加します。 ・ジャンプ台管理委託金 39,891千円・五輪施設起債償還補助 17,269千円、社会福祉関連 21,560千円など
分担金・負担金	5,796万円	▲ 4.2%	保育料減額改定による減が要因です。 ・保育料等児童福祉費負担金 32,168千円、道路改良事業分担金 10,810千円など
繰 入 金	9,040万円	▲66.8%	保育園建設のため福祉基金繰入金と財源不足を補う財政調整基金繰入れの減です。 ・財政調整基金繰入 25,000千円、減債基金繰入 50,000千円、福祉基金繰入 10,000千円など
村 債	2億8,230万円	▲55.0%	保育所建設終了により大幅減になりました。 ・道路新設改良事業 102,000千円、臨時財政対策債 165,000千円など
その他	4億4,167万円	7.5%	地方消費税等交付金 173,900千円、使用料 70,795千円、諸収入 158,425千円、財産収入 28,513千円など

使途に規制のない「一般財源」は、35億7千万円余りで、前年度当初予算に比べ、約1億7千5百万円少なくなっており、ますますやりくりは厳しくなっていますが、基金（村の貯金）の取崩しは少なくなりました。
※税源移譲—昨年までの「所得譲与税」が廃止になり、代わりに個人住民税（村税）が増えます。住民の皆さんから見ると、国の税金である「所得税」額が低くなり、「村県民税」額が高くなります。

歳出(性質別・主な項目) 千円未満四捨五入

歳出性質別項目	予算額	対前年比	増減の要因
人件費	7億6,591万円	▲ 3.7%	特別職給料25～14%カット・一般職給料5%カット、議員報酬減額などで、約6,000万円の削減を図っています。
物件費	6億4,933万円	▲ 3.9%	消耗品や光熱水費など消費的支出です。委託業務を見直すなど、経常的な経費を引続き見直し削減しました。
維持補修費	2億1,277万円	3.6%	公共施設の補修、除雪費などの経費です。ジャンプ競技場の修繕費計上額が増になっています。
扶助費	1億8,429万円	7.6%	児童、老人、障害者の方々への扶助的経費です。児童手当の支給金額が拡充され増になっています。
補助費等	8億3,205万円	▲ 4.3%	各種補助金、負担金です。白馬山麓環境施設組合負担金、青鬼伝統的建造物修復補助など減になっています。
普通建設事業費	3億7,032万円	▲48.4%	道路、学校、福祉施設など公共用施設の新増設など建設事業に係る投資的経費です。主な事業は、・神城山麓線新設事業・大会用電光掲示板整備事業・村道改良舗装工(90,080千円)などです。

一般会計予算



歳出(目的別) 千円未満四捨五入

歳出目的別項目	予算額	対前年比	内容と主な事業
議会費	6,545万円	0.3%	議員報酬のほか、議会運営に係る経費です。
総務費	6億 264万円	3.7%	全般的な管理事務、企画、徴税、戸籍、選挙、スポーツ事業（五輪施設維持管理）などに係る経費です。 ・地域づくり事業等補助金 4,050 千円、債権回収事業 1,700 千円、大会用電光掲示板整備事業 45,675 千円
民生費	7億5,942万円	▲39.2%	老人福祉、児童福祉、障害者福祉、保育所、介護保険、福祉医療などに係る経費です。 ・老人福祉費 58,253 千円、児童手当 75,570 千円、介護保険事業 90,182 千円、福祉医療給付事業 33,589 千円
衛生費	5億3,356万円	▲ 0.1%	環境衛生、検診等保健予防、ごみ処理、し尿処理などに係る経費です。 ・検診等委託料 22,170 千円、白馬山麓環境施設組合負担金 344,148 千円、合併処理浄化槽補助金 15,120 千円
農林業費	2億 751万円	▲18.9%	農業振興、農業委員会、土地改良、林業、地籍調査などに係る経費です。 ・農業振興費 15,676 千円、地籍調査事業 21,770 千円、土地改良事業償還助成 65,632 千円
観光商工費	1億8,423万円	▲ 4.8%	観光振興対策、商工業振興に係る経費です。 ・「21 観光戦略事業」65,757 千円、山小屋等施設改修負担 26,026 千円、海外観光客誘客事業 5,000 千円
土木費	7億5,300万円	26.5%	道路関連（新設改良、維持補修）、除雪経費、公共下水道事業への繰出金などです。 ・神城山麓線新設事業 136,600 千円、除雪事業 181,709 千円、公共下水道事業への繰出し 260,000 千円
消防費	1億5,495万円	▲ 0.3%	消防団、常備消防、防災事業に係る経費です。 ・消防団活動 25,411 千円、北アルプス広域消防署負担金 121,509 千円、防災事業 4,706 千円
教育費	2億7,585万円	▲ 2.1%	小・中学校、生涯学習等社会教育、社会体育、教育委員会に係る経費です。 ・南北小学校改修事業 12,977 千円、小中学校教育振興 48,502 千円、学校給食費 43,816 千円
公債費	9億1,315万円	▲11.7%	過去に借入れした資金（起債）の償還金（元金+利子）です。スノーハープ建設の償還が大幅減です。 公債費が10億円を下回るのは平成8年度以来11年ぶりです。
その他	324万円	—	予備費などです。

統合保育園建設完了により民生費が大きく減少しています。公共下水道事業への繰出金増、神城山麓線の工事開始などにより土木費が伸びていますが、県営土地改良事業の縮小、職員減、事業の見直しによりほとんどの費目で前年を下回っています。

主な事業－予算編成重点施策の具体的事業・特徴ある事業は以下のとおりです。

子育ていきいきプロジェクト（元気な子供の創出・子どもの安全安心な成長）

・保育園保育料の減額改定	約700万円
・保育の充実（朝夕延長保育の時間延長・土曜保育の拡充・未満児保育要件緩和・休日保育の開始）	約1,850万円
・子育て支援ルームの充実（開設日増）	約350万円
・南北小学校耐震化・改修事業（一部H18繰越予算と併せH19実施）	（総事業費4,463万円） H19予算1,297万円
・携帯緊急連絡システム導入	16万円
・北小学校付近 未整備林整理伐（熊出没対策）	100万円
・児童手当乳幼児加算措置（全国）	拡充分1,150万円

財政健全化プロジェクト

・財政調整基金 減債基金取崩しの縮減	半減化（1億5,000万円→7,500万円）
・ハード事業の縮小	普通建設事業減（▲48.4%）
・「創るから護るへの転換」	村道の修繕に国庫と起債充当

その他

【環境】ペレットストーブ導入促進（購入補助・庁舎へ導入）	150万円
【防災】公共避難施設耐震診断（新）	150万円
【福祉】宅老所等支援事業補助制度創設	225万円
【観光】海外観光客誘致事業・グリーンスポーツ施設整備	650万円
【協働】地域づくり事業補助金・農地 水 環境保全向上対策事業	450万円

特別会計予算の概要

○国民健康保険事業 10億1,053万円

平成19年度予算では、保険給付費及び介護納付金等の充実を図るため、前年と比較して1億6,823万円増額しました。また、介護分については本年度8月分より税額が改正されますので、ご理解ご協力をお願いします。

○老人保健事業 6億8,629万円

近年の老人医療費の推移を考慮し、平成19年度予算は前年よりマイナス2.4%の減額としています。平成17年度の医療費実績は、1人当たり616千円で、県下市町村中では上から58番目に位置しています。しかし医療費自体は上昇傾向にあります。

普段から健康づくりを心がけるとともに、重複受診は避けるなど医療費の抑制に努めていただくようお願いいたします。

○下水道事業 6億0,202万円

下水道事業は前年度より4,828万円の減額となります。内訳は総務費6,848万円、下水道建設費は1,403万円です。総務費は下水道使用料の賦課徴収事務及び浄化センター・管渠等の維持管理に関する費用。下水道建設費は受益者負担金の賦課徴収事務及び管渠の補修工事等です。その他は公債費となります。

○農業集落排水事業 4,182万円

農業集落排水事業は前年度より10万円の増額となります。内訳は一般管理・処理場・管渠維持管理関係で、1,048万円。その他は公債費となります。

○上水道事業

水道事業は収益的支出3億408万円、資本的支出1億4,996万円を計上いたしました。収益的支出は配水給水工事費・支払利息・減価償却費等で、前年並みの計上をしました。資本的支出は償還金の2,500万円の減額等により前年度に比べ20%程の減額予算になりました。

白馬村役場機構改革のお知らせ

平成19年度から機構改革により以下の点が変更となりました。

- ・社会体育係をスポーツ課から教育委員会の管轄へ変更
- ・住民課に総合窓口係を設置

体育施設（南北グラウンド・南北トレセン・小中学校体育館・ウイング21アリーナ）の利用申込については、ウイング21及び教育委員会（役場庁舎内）での受付となりましたのでご注意ください。

※地方自治法の改正により、平成19年4月1日より「助役」の職は「副村長」に名称が変更となりました。

白馬村営農支援センター事務所開設について



平成19年4月2日から白馬村営農支援センター事務所を大北農業協同組合神城支所内に開設しました。地域の農業をどのような方向に持っていくか検討をしたり、今年から始まる白馬村集落営農の事務について、関係機関が集まり取り組みます。

いつでもお立ち寄り下さい。

住 所 神城21494番地
大北農協神城支所内

電話番号 75-7166
FAX 75-7167

白馬村集落営農加入状況

2月に集落懇談会でご説明させていただきました。平成19年度から始まる白馬村集落営農の加入状況は、左記のとおりとなります。今回加入されていない方も、来年度でも加入できますので、ご検討下さい。

平成19年3月末現在
加入者 218名
加入面積 151ha

市民農園の利用者を募集します

平成19年度に新たに開設する「東山市民農園さすなか」の利用者を募集します。

場 所 ライスセンター東側（ホド沢地籍）

利用期間 平成19年4月28日（土）～平成19年11月末

区画面積 30㎡／1区画

区画数 20区画

利用料金 3千円／1区画／1シーズン

申込期間 平成19年4月24日（火）まで

□申込数が募集数（20区画）を上回った場合には抽選により利用者を決定します。

□区画割りは抽選により決定します。

*お問い合わせ

役場観光農政課 TEL 72-5000

白馬村営農支援センター TEL 75-7166



除雪にご協力いただきありがとうございます

今シーズンは昨シーズンと一転し記録的な暖冬となり、例年に比べ降雪も大幅に少なかったこともあり、大きな事故もなく無事村道除雪を終了することができました。これも単に村民の皆様の村道除雪に対する多大なるご理解とご協力の賜物と、この紙面をお借りして深く御礼申し上げます。

なお、次年度以降につきましても村民の皆様の変わらぬご協力をお願いいたします。

冬季暫定上下水道料金の 精算について

1月分～4月分までの上下水道料金を冬期暫定料金で納入いただきましたお客様につきましては、4月中旬の水道メーター検針にて確認した指針をもとに冬期間の使用量を計算し、5月ご請求分（5月中旬発送）にて精算させていただきます。

○暫定支払額より精算金額が多かった場合、5月分料金にて差額をご請求します。
○暫定支払額より精算金額が少なかった場合、差額を口座振込にてお返しいたします。

該当する方には「冬期上下水道料金還付通知書」をお送りしますので、振込を指定する銀行を返信用ハガキにてお知らせください。なお、郵便局への振込指定はできませんので、あしからずご了承ください。

また、郵便局以外の金融機関の口座から振替にて料金をお支払いのお客様は、振替口座へ還付金を振込させていただきますのでご連絡の必要はありません。（郵便局口座から引落しされているお客様、または振替口座以外の口座へ還付を希望されるお客様は振込先口座をお知らせください）

なお、未納料金のある方につきましては還付金を未納分に充当させていただきます。

※白馬村役場上下水道課業務係

TEL 72-5000
(内線133・136)

白馬村婦人会 消費者部会からのお知らせ

白馬村婦人会消費者部会では、今年度も古紙の回収を行います。資源リサイクルとゴミ減少のため、皆様の御協力をお願いします。

日 時 平成19年5月13日(日) 早朝より午前8時30分まで

回収場所 各地区の公民館、基幹センター及びウイング21

この回収は、毎月第四木曜日の資源ごみの回収とは異なりますので、地区集積場には出さないようお願いします。各施設とも前日の持込はご遠慮下さい。

今回の回収は11月11日(日)を予定しています。

※白馬村婦人会消費者部会事務局
役場総務課

回収できる紙

牛乳(ジュース)パック、メーカーチラシ、パンフレット、白地印刷物、ハガキ、名刺、カレンダー

※古紙は一束5キログラム、紙パックは広げて洗ったもの30枚を一束にして下さい。

※ハガキと名刺は、バラバラにならないよう紙袋に入れて下さい。

※カレンダーは、上の金具を必ずはずして出してください。

回収できない紙

新聞紙、雑誌、書籍(背がのり付けされたような物等)、ダンボール、濃い色の紙(黄・橙・緑・茶・黒色の紙)

シルバー人材センターから 講習会の受講生募集のお知らせ

北アルプス広域シルバー人材センターでは、高齢者の知識・技能習得による就業機会拡大のため、以下の2つの講習会を開催します。

受講料は無料で、対象者は大北地域在住で57歳以上の方です。

○パソコン経理・会計業務講習会

講習期間 平成19年5月9日～6月8日までの毎週水・金曜日(10日間)

講習時間 午前10時～12時・午後1時～3時(4時間)

講習場所 大町市総合情報センター(市役所隣接)

講習内容 パソコンを活用した経理・会計業務の知識・技能習得

募集定員 16名(希望者多数の場合抽選)

申込期間 4月16日(月)～4月27日(金)

○果樹栽培アシスタント講習会

講習日 5月15日(火)、16日(水)、10月2日(火)、

平成20年1月中旬開催予定の2日間は未定(後日通知)

講習場所 北アルプス広域シルバー人材センター本所及び

荒川成康氏農園(大町市北原町)

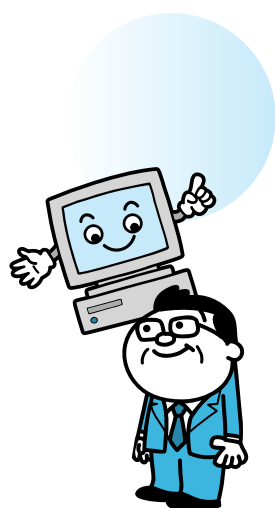
講習内容 りんごの栽培管理(摘果・葉摘み・剪定等)

募集定員 20名(希望者多数の場合抽選)

申込期間 4月16日(月)～5月2日(水)

※お問い合わせ・受講申込

北アルプス広域シルバー人材センター本所 TEL 22-2445



国民健康保険税 税率改定のお知らせ

急速な高齢化に伴う医療費の増大等を背景として、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能な医療制度を確立するため、今年度国民健康保険税の改定が必要となりました。医療分税率については据え置きとなりますが、平成12年度より7年間据え置きとなっておりました介護保険分について平成19年度より改定をさせていただきます。

介護分の拠出金の増大は、これまで医療分での補填・基金の取り崩しでやりくりしてまいりました。しかしながら、このままでは基金が底をつき、医療費が支払えないという事態も予測されます。このような事態を回避するため加入者のご理解とご協力をお願い致します。

また、地方税法の改正に伴い、平成19年度より国保税の賦課限度額が引き上げとなりました。介護保険分については9万円で据え置きとなりますが、医療分が現行の53万円から56万円に引き上げとなります。併せてよろしくをお願いいたします。

【税率比較】 ※介護保険分のみを記載します

	白馬村		小谷村	池田町	松川村
	改定前	改定後			
所得割	0.65%	1.25%	1.44%	1.26%	1.50%
資産割	3.50%	7.00%	7.00%	9.50%	9.50%
均等割	5,000円	8,000円	8,600円	9,000円	9,100円
平等割	4,000円	7,000円	7,200円	5,000円	5,700円

所得割…世帯の所得に応じて算出しています

資産割…世帯の所有する固定資産税額に応じて算出しています

均等割…世帯の加入者1人当たりの金額です

平等割…1世帯当たりの金額です

【白馬村の一人当たりの医療費推移】

年度	11年度	15年度	16年度	17年度	18年度(見込み)
医療金額	233,355円	248,827円	256,816円	268,742円	282,000円

医療の上手なかかり方

今後も医療分・介護保険分を問わず（医療費の増加＝税率改正）となってまいります。医療費抑制のため、各自が次のことについてご留意いただきますようご協力をお願いします。

○信頼できる「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」を持つと、本人だけでなく家族の病歴などを把握した上で診察してもらえます。もし、専門的な治療が必要であれば、ほかの病院への紹介状も書いてもらえます。病気のことや治療法について不明なことは良く相談することが大切です。

○薬は上手に飲みましょう

薬の服用法や副作用など、薬についてよく聞き、お医者さんの指示に従って薬を飲みましょう。また、「かかりつけ薬局」を持つと、薬の疑問などについて適切なアドバイスがもらえます。

○重複受診を避けましょう

ひとつの病気で複数のお医者さんにかけることを「重複受診」といいます。お医者さんを変えると再び初診料がかかるだけでなく、同じような検査や薬が重なることになり、本来は必要のない医療費がかかってしまいます。また、検査や投薬の繰り返しは身体にとってもよくありません。お医者さんの指示を守りましょう。

○健康診断を受けましょう

生活習慣病などの病気は、かかりはじめに自覚症状の無いものがほとんどです。年に1回は定期的に健康診断を受け、体の状態をきちんと確認しましょう。また、栄養バランスを考えた食事や適度な運動で、日頃から健康管理をすることも大切です。

納め忘れはありませんか？

平成18年度分の国民健康保険税の納め忘れはありませんか？口座振替にされている方は通帳を、現金納付にされている方は領収書をもう一度ご確認いただきますようお願いいたします。

納め忘れがありましたら、早急にお納めいただきますよう、願います。

平成19年4月1日から 児童手当制度が拡充されました

○拡充の内容

急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が第1子及び第2子について倍増され、出生順位にかかわらず一律1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当額、支給対象年齢及び所得制限限度額については現行どおりです。

0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当

第1子、第2子（現行）月額5千円 ↓（改正）月額1万円（倍増）
第3子以降（現行）月額1万円 ↓（改正）月額1万円（現行どおり）

3歳以上の児童の養育者に対する児童手当

第1子、第2子 月額5千円（現行どおり）
第3子以降 月額1万円（現行どおり）

施行日：平成19年4月1日（拡充後の最初の支給月 平成19年6月）

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

*詳しくは、白馬村役場保健福祉課（公務員の方は勤務先）にお問い合わせください。

児童手当制度の概要（平成19年4月1日）

○児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

○児童手当制度のしくみ

1 支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

2 支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることになります。

3 支給月額

3歳未満 一律1万円
3歳以上 第1子・第2子 5千円、
第3子以降 1万円

4 支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限限度額

所得制限限度額は、前年（1月から5月

までの月分については前々年）の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは役場保健福祉課（公務員の方は勤務先）へお問い合わせください。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

（単位：万円）

扶養親族等の数	自営業者 （国民年金加入者）	サラリーマン （厚生年金等加入者）
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注1

所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は左記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2

扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

平成21年5月までに裁判員制度がはじまります!!

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として殺人罪などの重大な事件について刑事裁判に参加していただき、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めていただく制度です。

A Q なぜ導入されるのですか？

みなさんが裁判に参加することによって、国民のみなさんの感覚が裁判に反映されることとなります。また、実際に参加することによって、みなさんの司法に対する理解と信頼が深まるものと期待されています。

A Q 裁判員は、どんなことをするのですか？

次のようなことをします。

①裁判に出席する（公開されます）

裁判官の横にすわって、刑事事件の裁判に参加していただきます。裁判では、検察官、弁護人、証人、被告人の話を聞き、証拠を見ることになります。裁判員が証人等に質問することもできます。

②話し合って、決定する（非公開です）

証拠を見たり、検察官、被告人や弁護人の意見などを聞いたりした後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にすべきかを、裁判官と一緒に話し合い（評議）、決定する（評決）ことになります。（一つのチームとして）

③判決の宣告（公開されます）

結論が出たところで、裁判官と一緒に法廷に行き、裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事はこれで終わります。

A Q 裁判は時間がかかるのではないですか？

実際の日数については、それぞれの事件の内容などにより異なりますので一概には言えませんが、多くの事件は2〜3日間で終わると見込まれています。

また、1日にどのくらいの時間裁判を行うかは裁判所や事件ごとに異なり、事件の内容や裁判員の負担なども考えて、その都度決められていくことになります。通常は1日に5時間から6時間程度と考えられます。

A Q 裁判員等を選ばれる割合はどれくらいですか？

20歳から69歳までの50年の間に裁判員に選ばれるのは、長野県の場合、80人から90人に1人です。長野県では、裁判員制度の対象となる事件が1年当たり約50件と見込まれます。1件当たり100人程度の裁判員候補者を選んだ場合、年間約5,000人、350人に1人が裁判員候補者になります。さらに、1件につき、裁判員6名+補充裁判員2名とすると、裁判員・補充裁判員に選ばれる割合は4,400人に1人となります。

A Q 裁判員になったことでトラブルに巻き込まれませんか？

裁判員は法律で守られていますので、安心してください。裁判員の名前や住所などは公表しません。話し合い（評議）の際にどの裁判員がどんな意見を言ったかは明らかにされません。裁判員やその親族を守るための法律が設けられています。さらに、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいような例外的な事件は、裁判官だけで裁判を行う配慮もされています。

A Q 裁判員の守秘義務（秘密を守る義務）とはどのようなものですか？

裁判員は、「話し合い（評議）の秘密」を守らなければなりません。それは、裁判の公正さやその信頼を守るためなのです。「話し合い（評議）の秘密」とは、裁判員や裁判官が話し合い（評議）で述べた意見や内容のことなどです。秘密が守られないと批判等をおそれて、率直な意見を言うことができなくなるおそれがあります。また、裁判員としての職務を行う中で知った秘密（事件関係者のプライバシー、裁判員の名前など）も守らなければなりません。これら裁判員の守秘義務は、裁判員として裁判に参加している間だけではなく、裁判員としての役目が終わった後も守らなくてはならず、この義務に違反した場合、罰が与えられることがあります。しかし、法廷で見聞きしたことは、話してもかまいません。

*詳しくは、長野地方裁判所ホームページ<http://www.courts.go.jp/nagano/>をご覧ください。（キーワード「長野地裁」でも検索できます）

白馬 Alps

花三昧

'07 イベント情報

第12回 白馬五竜かたくり祭り

村花のカタクリはユリ科の多年草で、7～8年間にわたる1枚葉の時期を経た後に2枚葉の個体となり、ようやく開花します。種子にはアリの好むエライオソームという物質が付いていて、アリの拾われることにより生育地を広げていきます。また、鱗茎から抽出したデンプンが片栗粉として調理に使用されました。(近年ではジャガイモから抽出されたものが使われています)

雪が解け五竜岳に武田菱の雪形がくつきりと現れる頃、白馬五竜スキー場の麓にはヒメギフチョウの到来とともに可憐なカタクリの花が咲き乱れます。気温が低いと花を閉じてしまうので、暖かい日のお出かけがおすすめです。

○開花時期 4月下旬～5月上旬

○会場 白馬五竜かたくり苑

○駐車場 白馬五竜スキー場とおみゲレンデ駐車場

○所要時間 白馬五竜スキー場駐車場より徒歩20分

期間中はエスカルプラザからかたくり苑まで無料送迎バス運行

○イベント 4月29日(日) 午前10時～午後4時

五竜鍋のふるまい・もちつき・

山野草・チョウの絵葉書プレゼント

*お問い合わせ 白馬五竜観光協会 TEL 75-3131
URL <http://www.hakubagoryu.com/katakuri/>



※開花時期は目安であり、天候等により前後する可能性があります。
※開花時期に合わせてイベント日も変更になる場合があります。
※会場では植物の採取・指定区域外への立ち入りは禁止されています。

白馬村特産品紹介シート

特産品名 紫米栗羊羹



生産者の声

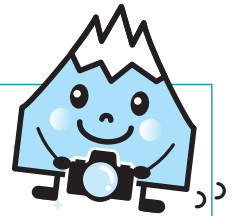
白馬紫米の粉を使用した羊羹です。もちっとした食感で甘みをおさえ、信州の栗をトッピングしました。

出身地 白馬村
性 格 和菓子
種類 紫米(朝紫)
販売価格 2本入り 630円

企画 白馬村
販売者 (株)穂高観光食品
販売店 白馬土産品組合加盟店 他
地場産生産者 青鬼地区紫米生産者
お問い合わせ先 道の駅白馬
TEL 0261-75-3880
FAX 0261-75-3810



カメラスポット



映画「銀色のシーズン」撮影終了

昨年12月から村内各地にて撮影されていた映画「銀色のシーズン」がクランクアップを迎えました。

雪不足や天候により撮影期間が延長されるなど予定どおりに進まないこともありましたが、エキストラやボランティアとして参加・ご協力いただいた皆様には心よりお礼を申し上げます。

公開は2007年12月の予定ですので、ぜひご覧ください。



北小・南小 入学式

4月4日(水)に北小・南小でそれぞれ入学式が行われ、北小56名・南小19名の児童が新1年生となりました。

新しい環境で上級生に囲まれ緊張気味でしたが、これからの6年間でたくさんのことを学び大きく成長していく姿が楽しみです。

健康ほつとライン

介護予防について

平成18年4月より介護保険法が改正され、1年が経過しました。今回の改正点の一つに、介護予防事業への取り組みがあります。

介護予防とは、元気な方も、支援や介護が必要な方も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるよう支援することを目指しています。

そのために、生活機能の低下が軽度である早い段階から継続して、予防的な事業やサービスを提供していきます。

白馬村でも5年ほど前から、いどばた健康教室（転倒予防教室からの移行）などを中心とした介護予防事業に取り組んできておりますが、さらに栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり・認知・うつ予防などの支援もさらに広げていきたいと考えています。

○身体の機能に不安がある方

介護保険の対象にはならないけど、足腰が弱くなり転びやすいので、何かサービスを受けたいなど。

○今の健康を維持したい方

今は一人で元気に暮らしているけど、今後のことを考えると少し不安。健康を維持するために利用できるサービスがあれば受けたいなど。

このようなご希望のある方、介護や介護予防についての悩みを抱えている方は、ぜひ一度、白馬村地域包括支援センター（電話7216667）へご相談下さい。

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーがご相談に応じます。

次回からは、生活機能の低下を早期に発見するためのチェックリスト・具体的な介護予防事業の内容についてご紹介していきます。

ポリオワクチンの追加接種のすすめ

昭和50年から52年に生まれた人は、他の年齢層に比べてポリオの免疫を保有している割合が低いことが、厚生労働省の調査でわかりました。

この年代の方は

ポリオウイルス流行地へ渡航する時

お子さんがポリオワクチンの予防接種を受ける時に、追加接種を受けることをお勧めします。

但し、任意接種ですので、料金5,250円は全額自己負担となります。

接種できる医療機関・日程

市立大町総合病院 (22-0415) 4月28日(土)・10月27日(土)
厚生連安曇総合病院 (62-3166) 5月19日(土)・11月17日(土)

*いずれも、前日までに電話予約が必要です。不明な点は、保健師まで問合せください。
TEL 72-5000 内154

春の献血ご協力について

左記の日程で春の献血が実施されます。皆様のご協力をお願いします。

実施日 5月17日(木)

時間 午前10時～12時 午後1時～3時30分

場所 白馬村保健福祉ふれあいセンター

献血者の健康確保、また安全で責任ある献血を推進するため、献血受付時にご本人であることを確認させていただいております。運転免許証や保険証、パスポートなどの提示をお願いする場合がありますのでご持参ください。

日本脳炎予防接種について

日本脳炎の予防接種は、ワクチン精製時にマウスの脳組織成分を用いているため、その成分が残存する可能性を完全に否定できず、予防接種の副反応としてADEM(急性散在性脳髄膜炎)が平成元年から17年5月までに全国で14名認められました。

そのため厚生労働省の勧告により、平成17年5月30日以降、従来のような積極的な予防接種は差し控えています。

但し、定期予防接種の対象になるお子さんで、日本脳炎の流行地域へ渡航する方、蚊に刺されやすい地域や環境に住んでいる方など、日本脳炎に感染するおそれの高い場合で、保護者が特に希望する場合には、説明書を読み、同意書に署名して、日本脳炎ワクチンの接種を受けることが可能です。

対象になるお子さん

○1期初回

生後6ヶ月から生後90ヶ月未満のお子さん
標準的には、3才～4才(年少組)

○1期追加

右に同じ(初回接種より概ね1年あける)
標準的には、4才～5才(年中組)

○2期

9才以上13才未満のお子さん
標準的には、9才～10才(小学校4年生)

接種を希望する方は、保健福祉課保健師まで連絡してください。

リサイクル広場

- 登録状況は本誌及び白馬村行政HPでお知らせしていきます。掲載されたものを譲ってほしい方、譲りたい方は総務課へご連絡下さい。
- みなさんの、譲りたい物、譲ってほしい物を登録し、物を大切にすることを育みながら、資源の節約・ごみの減量に取り組みましょう。

総務課消費者行政担当 <http://gyosei.vill.hakuba.nagano.jp> somu@vill.hakuba.nagano.jp

ゆずります

現在登録はありません

ゆずってください

- ・うす(大きめのもの) [金額相談]

登録状況(4月10日現在)

村長への意見・提言を募集しております

村づくりに対する皆様のご意見をお寄せください。24時間皆さんの声を受け付けています。

村長室直通FAX
0261-72-4899

役場FAX
0261-72-7001

白馬村公式ホームページから
<http://gyosei.vill.hakuba.nagano.jp/somu/soncyo/form.html>

白馬村地域包括支援センターだより

白馬村地域包括支援センターは、昨年4月に開設され、高齢者の皆様の総合相談窓口として早くも1年が経ちました。平成18年度は、介護保険制度が大きく変わり、利用者の皆様はもろろん、サービスを提供する事業者も制度に振り回された1年でした。

今回は、白馬村の介護保険の現状を簡単に紹介します。

白馬村の65歳以上の高齢者数は、平成19年2月1日現在2003人。高齢化率21.5%です。平成19年2月の介護保険認定者数は332人。平成12年の介護保険制度施行以来年々増加し続けてきた認定者数ですが、今年度は、減少に転じています。これは、お亡くなりになった方が多かったことと、介護保険のサービスを利用する予定がないので更新しなかった方がいたためと思われます。平成19年2月の認定者のうち、要支援1、2で在宅サービスを利用されている方が約60人、要介護1から5で在宅サービスを利用された方が約150人、施設サービスを利用された方が約60人でした。昨年の介護保険制度の改正により、軽度者のサービス利用に制限が設けられたことや、要介護1の方の半数近くが要支援2に更新されたことなどから給付費の削減にはつながりましたが、複雑で利用しにくいものとなってしまいました。また、今後増え続けるであろう要支援者の介護予防は、果たして実効性のあるものになるのでしょうか。何かと問題の多い制度改正、これから様々な変更がありそうです。

白馬村地域包括支援センターは、高齢者の皆様の介護、介護予防、権利擁護などの相談に応じています。お気軽にお電話ください。(TEL 72-6667)

*またまた場所が移動になりました

地域包括支援センター・白馬村居宅介護支援事業所の場所が移動となりました。白馬村役場内ですが、住民課の奥になりました。よろしくお願いします。

白馬村の介護度別認定者数の変化（平成18年度）

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
経過的要介護	71	52	40	30	14	2
要支援 1	0	13	26	38	46	51
要支援 2	0	16	26	32	37	40
要介護 1	122	101	84	80	63	56
要介護 2	47	42	42	42	44	44
要介護 3	38	44	39	44	40	45
要介護 4	49	50	52	51	51	52
要介護 5	44	47	44	48	43	42
認定者数合計	371	365	353	365	338	332

大北地域心配ごと相談日程（4月～5月）

大北市町村社会福祉協議会では地域住民の方々が抱える問題や不安を解消し、安心して暮らせる生活支援を目的に、各社協が行っている「相談所」の広域利用を勧めています。

「どこでも・気軽に・利用しやすい相談所」を協力し合って開設していきますのでご利用ください。秘密は固くお守りいたします。

連絡先	開設日	時間	相談内容	場所
大町市社協 22-1501	4月23日	13:00～16:00	心配ごと相談	大町市総合福祉センター
	23日	13:00～16:00	女性問題相談	
	5月7日	13:00～16:00	心配ごと相談	
	14日	13:00～16:00	心配ごと相談	
	14日	13:00～15:00	司法書士相談	
	21日	13:00～16:00	心配ごと相談	
	28日	13:00～16:00	心配ごと相談	
八坂地域福祉センター 26-2100	4月24日	13:00～15:00	心配ごと相談	八坂支所
	5月29日	13:00～15:00	心配ごと相談	
美麻地域福祉センター 29-2341	4月25日	13:00～15:00	心配ごと相談	美麻総合福祉センター
	5月25日	13:00～15:00	心配ごと相談	
池田町社協 62-9544	4月24日	13:00～16:00	なんでも相談	やすらぎの郷
	5月1日	13:00～16:00	なんでも相談	
	5月8日	13:00～16:00	なんでも相談	
	5月15日	13:00～16:00	なんでも相談	
	5月22日	13:00～16:00	なんでも相談	
	5月29日	13:00～16:00	なんでも相談	
松川村社協 62-9000	5月2日	13:00～15:00	生活相談・人権擁護	ゆうあい館
白馬村社協 72-5000	4月17日	13:00～15:00	心配ごと相談	ふれあいセンター

4月～5月保健ガイド

健 診 等

場所：ふれあいセンター

月 日	事業名	受付期間	対象になるお子さん
4月19日(木)	赤ちゃん健診	9:15～9:30	H18. 5月 および12月生
4月23日(月)	2ヶ月育児相談	9:45～10:00	H19. 2月生
4月24日(火)	3才健診	1:00～1:15	H16. 4月生
4月25日(水)	こども相談日	1:00～4:30	どなたでも
5月15日(火)	離乳食教室	9:15～9:30	H18. 10月～12月
5月16日(水)	1才半健診	1:00～1:15	H17. 9月～11月生
5月18日(金)	赤ちゃん健診	9:15～9:30	H18. 6月生
5月23日(水)	すくすく親子広場	9:30～11:30	申込みをされたお子さん
5月24日(木)	赤ちゃん健診	9:15～9:30	H19. 1月生
5月28日(月)	2ヶ月育児相談	9:45～10:00	H19. 3月生
5月30日(水)	マタニティ教室①	10:00～11:30	妊婦(夫)さん

予防接種

場所：ふれあいセンター

月 日	接種の種類	受付期間	対象になるお子さん
4月20日(金)	麻しん風しん(2期)	1:15～2:15	H13.4.2日生～9.30生
4月26日(木)	麻しん風しん(2期)	1:15～2:15	H13.10.1日生～H14.4.1生
5月11日(金)	三種混合	1:15～2:15	初回1回：H18.8～19.1生 追加：18年5月までに初回3回目を接種した児
5月22日(火)	ポリオ	1:15～2:15	H18.6月生～H19.1月生
5月25日(金)	ポリオ	1:15～2:15	H18.2月生～5月生

献 血

場所：ふれあいセンター

月 日	受付期間
5月17日(木)	10時～12時 1時～3時半

休日当番医

月 日	曜日	白馬・小谷村	大町市内(内科・小児科)	大北一円(外科)	歯科医院
4月22日	(日)	横沢医院	柿下クリニック	栗林医院	丸山歯科クリニック
4月29日	(日)	小谷村診療所	松林医院	西森整形外科	宮下歯科医院
4月30日	(月)	栗田医院	加藤診療所	石曾根医院	岡江歯科医院
5月3日	(木)	白馬診療所	菊地クリニック	大町総合病院	砂田歯科医院
5月4日	(金)	しんたにクリニック	小野医院	安曇総合病院	竹内歯科医院
5月5日	(土)	横沢医院	平林医院	狩谷整形外科医院	武田歯科医院
5月6日	(日)	公済堂(北沢)医院	横沢内科医院	みどりクリニック	西澤歯科医院
5月13日	(日)	栗田医院	新津内科医院	栗林医院	安曇病院歯科口腔外科
5月20日	(日)	小谷村診療所	伊東医院	西森整形外科	佐藤歯科医院
5月27日	(日)	白馬診療所	柿下クリニック	石曾根医院	おだ歯科

子育て支援ルーム

今年度も旧中部保育園にて子育て支援ルームを開設します。

村内にお住まいで、保育園・幼稚園にまだ入っていないお子さんがいらっしゃるお母さん・お家の方々のご利用をお待ちしています。

お問い合わせ：子育て支援ルーム(72-3025)

なかよし広場 [9:30～12:00]

毎週火曜日…1歳児の広場(未就園1歳以上)
毎週水曜日…0歳児の広場(未就園1歳未満)
毎週木曜日…2・3歳児の広場(未就園2歳以上)
※水筒(お茶・お水)・着替えをお持ちください。
※平成19年4月2日現在の年齢で分かれているため、1年間同じ曜日の利用となります。

自由利用 [13:30～16:00]

毎週月曜日～木曜日
(月曜日は9:30～12:00も自由利用できます)
※毎週金曜日は9:30～11:30の時間帯で南部保育園が自由利用となります。

一時保育 [8:30～16:00]

未就園のお子さんについて、お家で一時的に保育できない時に保護者に代わって保育します。
利用基準：冠婚葬祭、保護者の労働、疾病・入院等による緊急の場合、その他やむを得ない事情
利用料：一時間につき、3歳未満350円・3歳以上200円
※事前に申込が必要です。持ち物等詳細は支援ルームまでお問い合わせください。

育児相談 [9:30～12:00]

今までふれあいセンターで行われていた育児相談(月曜開放日)を5月から子育て支援ルームで行います。

図書館だより

No.65

平成19年 4 月
白馬村図書館
TEL(72)-5200

図書館の おやすみ

・月曜日
・毎月
・その他
祝日
最終金曜日（館内整理休館日）
↓祝日と重なる場合、休館日が変更となります。
やむを得ず臨時休館する場合があります。

図書館の 開館時間

昼 午後 午前
1 時 1 時 9 時
時 時 時
閉 閉 閉
館 館 館

■購入図書一覧（一般）

著 者	書 名	
風野真知雄	西郷盗撮	F カ
吉本隆明	老いの超え方	914ヨ
アンネ・フランク	アンネの日記 増補新訂版	949フ
三崎亜記	失われた町	F ミ
大槻有一郎	はじめてのPowerPoint 2007 基本編 —Windows Vista版—	007オ
高羽実	はじめてのAccess 2007 基本編 —Windows Vista版—	007タ
青梅莉々子	はじめてのExcel 2007 基本編 —Windows Vista版—	007ハ
鈴木由紀子	大奥の奥	210ス
ヨコタ村上孝之	色男の研究	384ヨ
西真由	はじめてのWord 2007 基本編 —Windows Vista版—	582ニ
島田紀夫	すぐわかる画家別印象派絵画の見かた	723ス
岳人編集部	ハイグレード山スキー —最新ルート集—	784ハ
青山千彰	山岳遭難の構図 —すべての事故には理由がある—	786ア
有川浩	クジラの彼	F ア
有川浩	図書館危機	F ア
伊坂幸太郎	フィッシュストーリー	F イ
北山猛邦	少年検閲官	F キ
熊谷達也	氷結の森	F ク
沢田ふじ子	世間の辻	F サ
佐藤雅美	向井帯刀の発心	F サ
田中慎弥	図書準備室	F タ
中場利一	シックスポケット・チルドレン	F ナ
よしもとばなな	チエちゃんと私	F ヨ
山崎理絵	すぐに役立つスペイン語会話・フレーズ —旅と暮らしの日常語—	867ス
窪島誠一郎	「信濃デッサン館」「無言館」遠景 —赤ペンキとコスモス—	914ク
真保裕一	最愛	F シ
榊邦彦	100万分の1の恋人	F サ
吉本隆明	真贋	914ヨ
アル・ゴア	不都合な真実 —一切迫る地球温暖化、そして私たちにできること—	451ゴ
五条瑛	赤い羊は肉を喰う	F ゴ

■購入図書一覧（児童）

著 者	書 名	
ゲオルグ・ハレンスレーベン	おなかすいたね、ベネロベ	E ハ
ゲオルグ・ハレンスレーベン	ベネロベうみへいく	E ハ
ゲオルグ・ハレンスレーベン	ベネロベかずをかぞえる	E ハ
日本ワールドゲームズ協会	ワールドスポーツ大事典 —世界の国ぐにのいろんな競技—	780ウ
上橋菜穂子	天と地の守り人 第2部	913ウ2
かるくこうぼう	コケッコーさんはこだくさん	E カ
	きかんしゃトーマスなかまがいっぱい —きかんしゃトーマスとなかまたち—	E キ
	ドラえもんあそびがいっぱい！	E ド

おはなしの会

毎月 第2土曜日 午前10：30から
白馬村図書館 児童ルームにて開催中です。

姉妹都市コーナー

静岡県 河津町



走ろう歩こう！自然を楽しもう

3月下旬、河津町を舞台に行われたイベント「ユネスコ2007ラン・ウォーク&コンサートin河津」に、静岡県内外から140名が参加しました。参加者は、群馬大学の山西哲郎教授によるランニング指導を受けたあと、体力に合わせて5km・8km・10kmの3コースにわかれ、走ったり歩いたり、足湯に入ったりしながら早春の自然を満喫していました。ゴール後はフォークコンサートなども行われ、楽しい一日となりました。

和歌山県 太地町



第2回石垣記念館
熊野の風景画展表彰式

3月7日、「第2回石垣記念館熊野の風景画展」の表彰式が行われました。

町長賞3名、教育長賞3名の方が表彰され、町長賞は、審査員が選考、教育長賞は、入館者の投票により決定しました。

今回の風景画展には、新宮・東牟婁郡内から熊野の風景画29点の出品があり、受賞作品は、1年間展示されます。

4月
納期の税金

納期限	税目	期別
25日	固定資産税	第1期

4月納期の税金は上記の通りです。納期限に遅れないように納めましょう。口座振替にされている方は25日振り替えとなりますので、前日までに残高の確認をお願いします。

編集後記

4月に入り、次第に肌寒さを感じることの少ない陽気になってきました。また南からは桜前線も北上しており、春の訪れが目でも感じられるような気がします。白馬村はまだまだ桜の開花まで時間がかかりそうですが、新年度の忙しさの中でも一日一日と変化する春を五感で感じ、心にゆとりを持って白馬の春を過ごしましょう。